

立川市施設予約システムの利用者登録規約

(目的)

- 1 この規約は、立川市施設予約システム（以下「本システム」といいます。）を利用して、立川市（以下「市」といいます。）が管理する生涯学習施設の予約申込等を行う際に必要となる利用者登録に関して必要な事項について定めるものです。

(利用者登録について)

- 2 次の施設の利用申込については、原則として本システムから行うこととなります。本システムの利用にあたっては事前に利用者登録を行うことが必要です。

《本システムから利用申込等ができる施設》

施設分類	施設
(1) 学習施設	女性総合センター、地域学習館、子ども未来センター、たましん RISURU ホール（市民会館）
(2) 体育施設	体育館、野球場、陸上競技場、庭球場、フットサル場、ゲートボール場、多目的運動広場 ※陸上競技場は予約状況の照会のみとなります。

(本システムおよび利用者登録の対象)

- 3 本システムの対象施設および利用者登録の対象者は次のとおりです。

施設分類	施設	対象者
(1) 学習施設	女性総合センター	団体
	地域学習館	構成員 5 人以上の団体
	子ども未来センター	構成員 5 人以上の団体
	たましん RISURU ホール	団体・個人
(2) 体育施設	庭球場	個人
	その他の体育施設	構成員 10 人以上の団体

(利用者登録の申請・利用者登録済書)

- 4-1 本システムの利用を希望する個人または団体は、利用する施設の窓口に利用者登録申請書を提出し、利用者登録済書の交付を受ける必要があります。
- 4-2 利用者登録済書は大切に保管してください。万が一紛失等があった場合は、直ちにその旨を利用者登録を行った施設に連絡してください。
- 4-3 利用者登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく利用する施設の窓口で利用者登録の変更申請を行ってください。

(利用者 ID・パスワードの利用と管理)

- 5-1 本システムで施設利用申込等を行うには、利用者 ID とパスワードが必要です。利用者 ID とパスワードは非常に大切なものですので、次のような事項に留意しながら厳重に管理してください。

(1) 利用者 ID およびパスワードは他人に知られないように管理してください。

(2) パスワードは定期的に変更し、第三者への秘密漏洩防止に努めてください。

(3) 他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。

5-2 利用者ID及びパスワードを亡失した場合は、速やかに利用者登録を行った施設に連絡し、その指示に従ってください。

5-3 市は、これら厳重に管理された利用者ID・パスワードにより行われた施設利用手続きについては、本人により行われたものとみなします。

(利用者登録の終了・抹消)

6-1 利用者登録を終了しようとする場合は、利用者登録を行った施設に利用者登録の終了届を提出してください。

6-2 市は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を抹消するものとします。

(1) 利用者から利用者登録の終了届が提出された場合

(2) 虚偽の申請を行った場合

(3) 施設の管理に関する規定等または本規約に重大な違反をした場合

(4) 利用者の所在が不明かつ連絡不能となった場合

(5) その他利用者として不相当と認めた場合

(施設の利用)

7-1 本システムにより利用申込ができる施設は、利用者登録済書に記載の施設となります。

また、利用内容は利用者登録申請時に申し出のあった利用内容の範囲となりますので、それ以外の利用内容での利用を行う場合は、あらかじめ登録事項の変更を行ってください。

7-2 営利目的での利用など、施設によって利用できない利用目的があります。あらかじめご注意ください。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

7-3 本システムにより利用申込を行った施設の具体的な利用方法等については、各施設の利用規定等を参照し、施設管理者の指示に従って利用を行ってください。

(免責事項)

8 市は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

(個人情報の保護)

9 利用者の申請に基づく個人情報については、市は、本システムの目的以外には使用せず、立川市個人情報保護条例に基づきその管理に十分な注意を払うものとします。

(利用規約の変更)

10-1 市は、必要があると認めたときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更できるものとします。

10-2 利用者は、利用のつど、本規約を確認することとし、本規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。